

保育料軽減事業を拡大します

令和6年8月

市報8月号に掲載しました通り、これまで東御市で行ってきた第3子以降無償化に続き、下記の通り保育料軽減を拡充します。

	東御市保育料階層	保育料
第1子	8階層以下	半額軽減
第2子	8階層以下	無償化
第2子	9階層以上	半額軽減

- 令和6年4月分から適用します。上の子の年齢は問いません。
- 認可施設に通う、市内に住所のあるお子さんが対象です。
- 既存の制度により既に軽減対象となっている場合は、今回は保育料が変更になりません。
- ご不明な点は下記までお問い合わせください。

問 保育課保育係 ☎64-5903

